

Intellectual

熊本県知的障がい者施設協会

Intellectual Disabilities Welfare Association in KUMAMOTO

Disabilities

令和 2 年度

種別部会

Welfare

令和 3 年度障害福祉サービス報酬改定

日本知的障害者福祉協会要望事項の検証について

Association

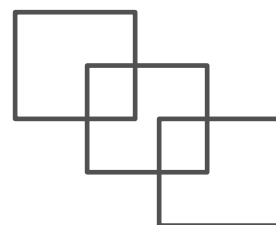
日本知的障害者福祉協会政策委員

九州地区政策委員会委員長

in

知念隆生

KUMAMOTO



令和 3 年度障害福祉サービス報酬改定協会要望事項の結果

(1) 障害福祉サービスの人材確保および定着について	
① 処遇改善加算による給与改善の他、一般企業との給与格差を是正するための報酬上の評価が必要である。	△
② 現行の処遇改善加算及び特定処遇改善加算の対象に相談支援専門員を加える対象者の範囲の拡大が必要。	△
③ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）（Ⅱ）と（Ⅲ）は性質が異なることから、同加算（Ⅰ）（Ⅱ）と（Ⅲ）を併給できるよう、報酬算定基準を見直す必要がある。	△

(2) 食事提供加算について	
① 食事提供体制加算を恒久的な加算として位置付ける必要がある。	◎
② 子どもの健やかな成長のための食生活の安定と、一般児童施設との整合性を図る観点から、子どもの施設については、現行の食事提供体制加算を「食育等支援加算（仮称）」と改め、恒久的な加算として位置付ける必要がある。	◎

(3) 地域における移動手段と送迎の保障について	
① 燃費性能の向上等による車両維持費の減少を理由に、前回の報酬改定で単位数が減らされたが、根拠となるデータは自家用車の調査結果であり、事業所での送迎に利用している車両の維持費とは異なることから、送迎加算Ⅰ・Ⅱの報酬単価の見直しが必要である。	○
② 全開報酬改定の検討課題において、就労継続支援 A 型・放課後等デイサービスの送迎加算の見直しが挙げられていたが、特別支援学校の送迎状況や事業所が公共交通機関利用可能な場所にあるのか等を勘案したうえで検討するとともに、利用者が送迎を必要とする場合には、サービス等利用計画に必要性を明記したうえで送迎加算の対象とすべきである。	○
③ 通勤・通学のための公共交通機関の利用等のトレーニングを評価する仕組みの検討が必要である。	△

(4) 障害者が地域で安心して暮らすための体制整備について	
① 計画相談支援ならびに継続相談支援については平成 30 年度より基本報酬が減額され、新たに複数の加算が創設されたが、未だ多くの事業所において加算の算定が不十分な状況にあり、厳しい経営状況となっている。については、基本報酬と加算の両面からの再検討が必要である。	◎
② 各都道府県における主任相談支援専門員研修の実施が進んでいないことから、次期報酬改定までの経過措置となっている特定事業所加算Ⅱ及びⅣの経過措置延長が必要である。	◎
③ 第 6 期障害福祉計画における各自治体の地域生活支援拠点等事業の推進に向けて、地域生活支援拠点等相談強化加算（700 単位/月 4 回/月）や地域体制強化共同支援加算（2,000 単位/月 1 回/月）の月当たりの限度を外し、地域におけるコーディネート機能を強化する事が必要である。	△

(5) 障害児に対する専門的で多様な支援について	
① 障害児入所施設の職員配置基準を児童養護施設の配置基準の引き上げに合わせて 4:1 以上とし、児童発達支援センターの職員配置基準についても実態に合わせて 3:1 以上とするとともに、それに見合った報酬単価とする必要がある。	◎ △
② 基準以上に手厚く職員を配置している障害児入所施設や児童発達支援センターに対しては、加配に応じた報酬上の評価が必要である。	◎
③ 「障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書」に沿って、新たに「地域小規模障害児入所施設（障害児グループホーム）[仮称]」を導入することを検討すべきである。	○
④ 20 歳以上の年齢超過利用者（いわゆる「過齢児」）については、2021 年 3 月 31 日まで障害児入所施設を利用できる経過措置を延長せず、成人期にふさわしい暮らしの場を用意する必要があることから、児童福祉サービスから成人サービスへの移行に係る「自立支援システム」を構築し、過齢児の移行先となる障害者支援施設やグループホームの充実に係る報酬上の評価や、「自立援助ホーム（仮称）」の創設等が必要である。	△
⑤ 被虐待児等の家庭への対応等を行う「ソーシャルワーカー」等を配置するための報酬上の評価が必要である。	◎
⑥ 「被虐待児受入加算」は 1 年間で被虐待等の課題を解決することは極めて困難であるため、被虐待児の入所中は期間を限定せずに適応する必要がある。	△

(6) 利用者が地域でより良い障害福祉サービスを利用するために	
① 常時介護を要する重度障害者の日中活動を支える生活介護事業の質が低下することがないように、現行報酬水準を維持するとともに、重度化・高齢化や利用者の多様なニーズに対応するため、現行の人員配置体制加算を上回る職員配置をした場合の報酬上の評価が必要である。	○
② 障害者支援施設の生活介護を通所で利用する者は重度障害者支援加算の対象外とされているが、事業所では障害者支援施設の生活介護に通所する利用者に対しても入所者と同様の支援を行なっていることから当該加算の算定を可能にする必要がある。	◎
③ 利用者の権利擁護のため、身体拘束廃止未実施減算要件に「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、職員等に対する研修の定期的な実施」を段階的に取り入れるよう検討すべきではないか。	◎
④ 就労継続支援 B 型と生活介護のサービスの質の評価を目的に、平成 30 年度厚生労働科学研究において「事業所の取り組みを振り返るための自己点検チェックリスト」が提案されたことから、リストの内容を精査したうえで活用する仕組みが必要ではないか。	△

(7) 住まいの場における重度化・高齢化への対応について

① 障害者支援施設 入所者の重度高齢化と安全・防犯上への対応に加え、利用者の QOL の向上や今般の新型コロナウイルス感染対策にも有効な個室化、小規模ユニット化の促進に向け、夜勤職員を配置した場合の報酬上の評価が必要である。	○
② グループホーム (a) グループホームにおける重度障害者支援加算の対象を、障害者支援施設の重度障害者支援加算Ⅱの対象者と同様にすべきである。	◎
(b) 介護サービス包括型グループホームにおける個別のホームヘルプ利用にかかる経過措置については恒久化していただきたい。	◎
(c) 共同生活援助の看護職員配置加算については 20 人につき 1 人の看護師で 70 単位だが、40 人に 1 人の看護師でも何単位か取得できるようにするなど、柔軟な取り扱いとしていただきたい。	△
(d) グループホームへ入居した際、利用者が慣れない環境に馴染むまでは通常より手厚い支援が必要となります。地域移行を促進するため、グループホームりゅ開始より 30 日以内の期間については「初期加算」を新設すべきである。	△

(8) 障害者が働くための支援について

① 就労継続支援B型 (a) 職員配置基準（7.5:1）以上に手厚く職員を配置している事業所の報酬上の評価として、新たに 5:1 の配置基準を設けていただきたい。	△
(b) 就労継続支援B型の基本報酬における工賃30,000円以上45,000円未満の区分については、他の区分間に比べて金額の幅が広いため、工賃30,000円以上の事業所がより高い工賃を目指す意欲を高めるため、報酬上の評価を5,000円刻みとしていただきたい。	○
(c) 週の利用日数の少ない者については、平均工賃支払額の算出の母数より除外していただきたい。	△
② 就労継続支援A型 年次有給休暇の5日間義務化にともない、就労継続支援A型利用者の報酬上の評価をご検討いただきたい。	△

(9) 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症によって、緊急的な支援を要する障害者への支援（相談支援含む）の重要性が再確認されたが、新型コロナウイルスに限らず、各種感染症や災害等に対応するための十分な基盤整備と、事業所が休業せざるを得ない場合であっても事業継続が可能となるような方策の検討は必要である。	○
--	---